

平成 31 年

第 5 回  
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

平成 31 年 4 月 25 日(木)

## 教育委員会会議録

- 1 招集日時  
平成 31 年 4 月 25 日(木) 13 時 17 分～
- 2 招集場所  
市役所303会議室 (3階)
- 3 出席委員  
教育長職務代理者 末次 龍一  
委 員 水谷 知子  
委 員 金澤 精子
- 4 欠席委員  
教 育 長 笹山 忠則  
委 員 大宮 克弘
- 5 出席職員等 米谷教育部長  
土肥教育総務課長  
山本指導室長  
橋本学校管理課長  
木村防災食育センター長  
上田生涯学習課長  
小川文化課長  
増田スポーツ振興課長  
白川教育政策係長
- 6 議題及び議事の概要  
別紙
- 7 閉会 14 時 8 分

教 育 長

教育長職務代理者

議事録調製者

平成31年4月25日

開議 13時17分

## 1. 開会

○教育総務課長 土肥麻紀君

それでは、すみません、委員会が始まる前に、今回4月の人事異動で新しくかわりました職員の紹介をさせていただきます。

まず、最初に防災食育センターのセンター長、一言挨拶をお願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

4月1日に防災食育センターのセンター長に配属されました木村と申します。よろしくお願ひいたします。

○教育総務課長 土肥麻紀君

続きまして、指導室の森本主任主査、お願いします。

○指導室主任主査 森本典行君

4月1日より指導室の主任主査になりました森本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育総務課長 土肥麻紀君

続きまして、生涯学習課の城戸管理係長、お願いします。

○生涯学習課管理係長 城戸陽介君

4月1日の人事異動で生涯学習課管理係長になりました城戸です。よろしくお願ひします。

○教育総務課長 土肥麻紀君

続きまして、スポーツ振興課のスポーツ推進係長、お願いします。

○スポーツ振興課スポーツ振興係長 村上康之君

4月1日よりスポーツ振興課スポーツ推進係長を仰せつかりました村上と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○教育総務課長 土肥麻紀君

では、紹介のほうを終わります。ありがとうございました。

(「よろしくお願ひします」の声あり)

○教育政策係長 白川良光君

それでは、ただいまから平成31年第5回の教育委員会を開催したいと思います。

開会に先立ちまして、御報告がございます。本日は教育長が不在のため、末次教育長職務代理者が進行をいたします。

また、大宮委員から、急きょ欠席との連絡を受けましたので、御報告いたします。

続きまして、本日差し替えと追加資料が多数ございますので、確認をさせていただきます。

ます。

差し替え資料といたしまして、1点目がA4縦の平成31年第5回教育委員会付議事項が1部、2点目がA4縦の左上に教育長事務報告と書かれている資料が1部。

続きまして、追加資料として、1点目がA4横の平成31年度一般会計第1次補正予算の概要について、右上に文化課と書かれています資料が1部。

続いて、A4横の平成31年6月定例会における報告案件専決処分について、こちらは右上に防災食育センターと書かれた資料が1部。

次に、A4縦の行橋市スポーツ推進審議会委員の推薦について、と書かれた資料が1部。最後にA4縦の教育委員会教育長の辞職の同意について、こちらは左上に議案第21号と書かれた資料が1部。

以上でございますが、不足等はありませんか。

(「大丈夫です」の声あり)

それでは、教育長職務代理、進行をよろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

冒頭に、突然のことであれですけど、こうなった以上は皆で力を合わせてやっていくしかないと思いますので、逆にこれで、我々も、事務局も真価が問われる。不在になってもそれはしっかりやっていかないと、お互いに協力し合っていければと思います。

## 2. 前回議事録の承認

○教育長職務代理者 末次龍一君

では、議事のほうに入っていきたいと思います。

最初に、前回の議事録の承認を議題とします。

何か、意見などはありませんか。

(「ありません。承認します」の声あり)

では、承認をいただきましたので、次に移りたいと思います。

## 3. 教育長事務報告

○教育長職務代理者 末次龍一君

次は、教育長の事務報告ですけども、これは書かれていますとおりで、見ていただいていると思いますけども、これに関しても、何か質問はございますか。聞かれても僕も分からないことが多いと思いますが。

先日話しましたように、私は職務代理で、先日、県のほうに行って来ました。会議は真剣に、もう一人しかいなかったのも、メモを取りながら聞いて来たんですが、行く時間に対して会議はもう1時間ちょっとで終わってしまったので、それも一方的にお話を

されて終了しました。

大事な話ですけども、学力向上と、後は職員の働き方改革。それと後は新世代の教育。要はICTとか、エドテックとか、何か新しい言葉を聞いてきましたけども、エディケーションテクノロジー、教育とテクノロジーの融合みたいな、これからはICTに関してはさらに取り組んでいくと思いますが、福岡県は、県としては若干遅れている。その点行橋は、ハード面は整ってきています。

ただ、ハードよりももっと大事なものは、人とか、逆にソフト面のほうが大事になってくると思いますので、ここで真価が問われると思います。また、より一層取り組んでいかなければいけない。だからその働き方改革に関しても、皆ICTが絡んでくるし、学力向上についても絡んでくる。そういったところです。

では、教育長の事務報告は、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、事務報告は承認されました。

#### 4. 協議・報告事項

##### (1) 平成31年度一般会計第1次補正予算(案)の概要について

○教育長職務代理者 末次龍一君

次に、協議・報告事項に入らせていただきます。

はじめに、平成31年度一般会計第1次補正予算案の概要について、説明をお願いします。学校管理課、お願いします。

○学校管理課長 橋本明君

学校管理課の橋本です。一般会計第1次補正予算の概要について、学校管理課の所管部分についての説明をさせていただきます。

3款2項1目児童福祉総務費の19節負担金、補助及び交付金におきまして、むつみ児童クラブの施設整備のための補助金を、67万7千円増額補正をするものでございます。

増額補正の理由といたしましては、国の子ども子育て支援整備交付金という児童クラブの施設整備にかかる交付金の補助基本額が、今般見直しされたことによる補正となります。

今年度、行橋むつみ会が児童クラブを施設整備するに当たりまして、市が国県の交付金を含めて、むつみ会に補助を行いますけれども、国県の交付金がそれぞれ45万1千円、11万3千円、市の補助金が11万3千円、合計67万7千円を増額して補助を行うものでございます。以上でございます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございます。

続いて、生涯学習課にお願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

生涯学習課の上田です。生涯学習課におきまして、平成31年度第1次補正予算の概要といたしまして、10款4項2目公民館費についての補正でございます。内容は学習等供用施設の浄化槽の交換工事を行うために、540万円の増額補正を行うものです。

すみません、訂正をお願いいたします。本日、財政査定を受けまして、いま540万円から60万円、工事費の増額をいたしまして、600万円の増額補正を要望しております。

内容といたしましては、仲津校区にあります畠田東、及び稲童第3地区の学習等供用施設の浄化槽が経年劣化によりまして、交換をしたほうがよいという報告を受けましたので、今回、補正予算にあげさせていただきまして、交換工事を行うものです。共に建設後40年近くが経過しておりまして、浄化槽についてはそのまま、まだ交換をしておりませんでしたので、今回、交換工事を行いたいと思います。以上です。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございます。

では、続いて文化課、お願いします。

○文化課長 小川秀樹君

文化課の小川です。文化課では、10款4項社会教育費、3目文化振興、19節の補助金で、ゆくはしビエンナーレ2021の補助金の債務負担行為を計上させていただいております。

ゆくはしビエンナーレ2021は、平成31年度と32年度、令和2年度になるんですけども、この2カ年を一つの単位、1クールとしていることから、31年度は作品募集を行います、今年度ですね。32年度に大賞賞金を含む補助金、これを予め債務負担行為限度額として2167万5千円になりますけれども、計上させていただくことになります。

それからもう1点ですね、先ほど橋本課長のほうからも、むつみ児童クラブのことで補正の説明がございましたが、この、むつみ児童クラブを建てる建設予定地において埋蔵文化財が確認されました。これについての調査費の補正を計上しております。10款4項4目文化財保護費でございます。

内容としては、労災の保険料、それから賃金、消耗品、発掘の機材借り上げ料等々がございます。総額が64万7千円でございます。この調査費用につきましては、社会福祉法人むつみ会ですね、児童クラブを設置する所に負担していただくことになっております。

したがって21款5項の諸雑入で、入として64万7千円を計上しております。  
文化課の補正予算の概要は以上でございます。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございます。

説明は終わりましたが、この件について、何か御意見、質問等、ありましたら願います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、この件については、御承認をいただいたということです。

## (2)行橋市教育委員会教育長職務代理人の事務委任を定める規則について(報告事項)

○教育長職務代理人 末次龍一君

次に、2番の行橋市教育委員会教育長職務代理人の事務委任を定める規則について、説明をお願いします。

○教育総務課長 土肥麻紀君

教育総務課から説明をさせていただきます。行橋市教育委員会教育長職務代理人の事務委任等を定める規則について、でございます。

今回、4月15日をもちまして教育長に職務代理を置きましたことに伴いまして、職務代理人の事務委任の規則を定めました。

もう既にこれは施行しているものですが、本来であれば、教育委員会に諮った後、庁議に諮り、施行というかたちになりますが、職務代理を急ぎよ立てることになりましたので、事後報告というかたちになります。

内容といたしましては、第2条にあります、教育長職務代理人は事務局を指揮監督し、かつ、事務を行うことが困難である場合は、行橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条の規定により、教育長に委任される教育事務のほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する権限について事務局の職員を指定して委任するもの、となっております。

第3条といたしまして、この規定としまして、教育長職務代理人が指定する事務局の職員は教育部長とする、となっております。以上です。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございます。

この件についても、何か御意見や御質問がありませんか。

金澤委員。

○委員 金澤精子君

意見ではないんですが、この行橋市教育委員会教育長職務代理人の事務委任等を定め

る規則というのは、これは行橋市で定めている規則と考えていいですね。

○教育総務課長 土肥麻紀君

はい、そうです。

○委員 金澤精子君

それで、普通、教育委員は全国的に非常勤で成り立っている。そういうときに職務代理者に委任して代理者から事務局に委任というかたちは、どこの市町村もこういうかたちをとられているんですよ。

○教育総務課長 土肥麻紀君

はい、そうです。

○委員 金澤精子君

ここを、例えば、これから先々、もう教育委員は皆非常勤じゃないですか。だからもっとすっきり、教育長が不在のときは、こういう教育委員会の内容は職務代理者が務めていくが、事務局のほうの仕事内容は、もう事務局の長であるところに委任する、みたいなものが、文言としてはかえることができるんであろうか、どうだろうかという質問です。

○教育長職務代理者 末次龍一君

では、部長。

○教育部長 米谷友宏君

私のほうからお答えをさせていただきます。ちょっと詳しい法令等が手元にございませんで、何条に書かれているという御説明が、ちょっとできない部分がございますが、ここにも書いております、第1条にあります、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という部分が、今般改正をされたところで、教育委員長さんと教育長の職務が一本化されて、教育委員長というポジションがなくなりました。

その改正が行われた際に、金澤委員がおっしゃられたように、以前は、場合によっては、教育長職務代理者というところの規定はございましたけれども、具体的にどなた、というところの区分はございませんでした。

今回の改正によりまして、教育長職務代理となる方については、予め教育委員の中から指定をするということで、教育長がいらっしゃるときから、予め末次委員さんに教育長職務代理というかたちで事前に指定をして御了承をいただいていた、という経過がございます、それを踏まえた段階で、金澤委員がいま申されたとおり、その段階のときに教育長のポジション的にも常勤の教育長というかたちになっておりまして、通常の職員と同様に月曜から金曜日までの8時30分から17時までの勤務を要するというかたちで、職員に準じたかたちで、常に教育長のお仕事をしていただくということで、いま規定をされております。



教育委員さんにつきましては、御存知のとおり非常勤というところで、法律上は、職務代理者は教育委員の中から指定をするということで、常勤の教育長の仕事を非常勤の職務代理者の方がすると、どうしても第2条にございますように、困難な場合というのが生じてまいります。

ということで、その部分を補完する意味で、教育長職務代理者は、あくまで教育委員さんの中から選びつつ、一方で職務全般は全権職務代理者に動く関係で、困難な部分を補完する意味で、さらにそこから代理者のまた事務委任をして代理者を立てるといようなかたちで、ちょっとですね法の仕組みをあたった関係で、常勤の教育長の職務を非常勤の委員さんに委任する、代わっていただくというところの部分で、どうしてもそこにズレが生じるところから、困難であるよねと、常勤は無理だからということで、この規則というのを、他の市町村もいずれも別途定めている。必要に応じてというか、それまで必要がなければ持っていなかったんですけれども、今回、行橋市につきましては、今回の事案を受けまして、この規則を設置しようとしているということで、ちょっと非常に、代理の代理というのは、もう少しすっきりできないのか、という御意見は、まさに私自身もそう思っておりますが、そういう法律の仕組みが変わったことから生じた対応ということで御理解いただければと思います。以上でございます。

○委員 金澤精子君

説明はよく分かりました。確認です。

○教育長職務代理者 末次龍一君

では、よろしいでしょうか。

私もちょっとだったら楽かも分からないけれども、少なくともこういうことがあるというのは、職務ですから、それはやっぱりお互いに協力し合ってやっていくということだと思います。

では、この件は御承認いただけたということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

### (3) 平成31年6月定例会における報告案件(専決処分)について

○教育長職務代理者 末次龍一君

次は、3番の平成31年6月定例会における報告案件、専決処分について、説明をお願いします。

○学校管理課長 橋本明君

学校管理課から説明をいたします。学校管理課所管部分の専決処分の報告についてですけれども、資料を御覧いただきたいと思います。こちらは児童クラブ負担金の未納の請求に係る訴えの提起の専決処分ということになります。

これは児童クラブの負担金と遅延損害金、合計4万409円の債務がある保護者Aに対しまして、市から、今年1月21日に簡易裁判所のほうに支払督促の申し立てを行っております。しかしながら、これに対して債務者である保護者Aから異議申し立てがなされたために訴訟に移行した、という経緯であります。

この訴えの提起については、通常、議会の議決の権限に属するものでございますけども、この件につきましては、議会の議決によって、予め市長の専決事項ということで指定されていますので、市長のほうで専決処分を行いまして、これを6月議会に報告するというものでございます。以上です。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございます。これはもう報告だけですね。

(「はい」の声あり)

続いて、防災食育センター、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

防災食育センターの専決事項について、御説明申し上げます。先ほどの学校管理課の内容と、説明は同じような内容になりますけど、内容としましては給食費未納の請求にかかる滞納請求でございます。

3名の保護者の方から不服申し立てがございまして、いずれも債権管理課と連携し、計画に沿ってお支払いをいただくということしております。以上でございます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございます。

説明が終わりましたので、御意見等をお願いします。

(「ありません」の声あり)

では、御意見はないようですので、次にいきたいと思います。

#### (4) 蓑島小学校学校運営協議会委員について

○教育長職務代理者 末次龍一君

次は、4番の蓑島小学校学校運営協議会委員についての説明をお願いします。

○教育総務課長 土肥麻紀君

教育総務課から報告します。平成31年度蓑島小学校学校運営協議会委員名簿について、でございます。先月、3月の定例教育委員会のほうでは、13番、14番、15番の所が、まだ人事の内示が出ておりませんでしたので未記入になっておりました。今回、正式に決定いたしましたので、御報告いたします。

すみません、右肩のところに平成31年3月26日現在と書いてありますが、申し訳ありません、4月1日現在ということで訂正をさせていただきます。以上です。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございます。

では、この件について、何かありませんか。

(「ありません」の声あり)

#### (5) 行橋市スポーツ推進審議会委員の任命について

○教育長職務代理人 末次龍一君

では続きまして、5番の行橋市スポーツ推進審議会委員の任命について、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 増田昇吾君

スポーツ振興課の増田です。行橋市スポーツ推進審議会委員の任期が平成31年3月31日までとなっておりますので、3月中に各団体に推選を行ったところ、お配りしております名簿のとおり推薦をいただいたところでございます。

行橋市スポーツ審議会条例第4条において、教育委員会が任命することとなっておりますので、この場を借りて報告させていただきまして、後日、日程調整を行い、委嘱状の交付を行う予定にしております。以上でございます。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございます。

では、説明がありましたけれども、何か御意見等、御質問はございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

## 5. その他

### (1) 教育委員会連絡先一覧について

○教育長職務代理人 末次龍一君

では、次に、その他に入らせていただきます。

はじめに、教育委員連絡先一覧について、説明をお願いします。

○教育総務課長 土肥麻紀君

教育総務課から、教育委員会連絡先一覧ということで、平成31年4月現在のものができましたので、提出いたします。

私用携帯電話も入っておりますので、お取り扱いのほうを、気を付けていただければと思います。以上です。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

## (2) その他

○教育長職務代理人 末次龍一君

それでは、その他で、他にありませんか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 上田直美君

すみません、その他のところで申し訳ございません。資料の提出について説明をさせていただきます。

本日、封筒のほうに第3次行橋市子ども読書推進計画、平成30年度、策定委員さんにおきまして4回審議を行いまして、計画書ができましたので、本日、配付させていただきます。

なお、送付先につきましては、学校、そして市内の保育園、幼稚園等々のほうにはお配りをさせていただいております。以上です。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございます。

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

## 6. 議事

### (1) 議案第18号 行橋市図書館及び視聴覚センター跡地整備実施設計業務プロポーザル審査委員会要領(案)について

○教育長職務代理人 末次龍一君

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第18号 行橋市図書館及び視聴覚センター跡地整備実施設計業務プロポーザル審査委員会要領案について、説明をお願いします。

○文化課長 小川秀樹君

文化課から、議案第18号について、説明をさせていただきます。現在は新しい図書館が建設中でございますが、この図書館の開館に伴い、コスメイト行橋にある図書館、それから視聴覚センターが廃止になります。この跡地を新たな施設として活用する必要が生じました。

市役所庁内に跡地活用検討委員会も設けましたが、そうした検討の中で、旧休日夜間急患センター、現在、文化課をはじめ適応指導教室、すくすく相談室、男女共同参画セ

ンター、ビエンナーレ事務局などが入っておりますが、この旧休日夜間急患センターに入っている施設を図書館の跡地に移す計画でございます。

このための実施設計業務が発生するわけですが、この業務委託業者の選定をプロポーザル方式で行おうと考えております。そのための審査委員の要領を定めるものでございます。

内容は、第1条では設置の目的が記されております。第2条は、その委員会の役割ですね、それから第3条及び第4条に委員長の職務、第5条に会議、第6条が意見の聴取、第7条が庶務、第8条が雑則というかたちで定めます。この要領については、本日、御承認いただければ施行するということとなります。

今後の跡地利用のスケジュールといたしましては、設計業者に対する説明会を5月下旬に行い、7月の中旬に審査を実施する予定です。設計業者が選定できましたら8月の初旬くらいに契約を締結する予定でございます。

令和元年度中に選ばれた業者によりまして実施設計を行い、図書館・視聴覚センター跡地の実際の改修工事は令和2年度に行う予定でございます。以上でございます。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございます。

新しい図書館ができるに当たって、跡地の利用ということで案が出されています。何か意見とか質問はありませんか。

○委員 金澤精子君

令和2年で改修が終わって、計画的にいけば令和3年には移転してしまうということですか。予定どおりいけば。

○文化課長 小川秀樹君

予定としては、スムーズにいけば令和2年度中に移動ということになります。

○教育長職務代理人 末次龍一君

よろしいですか。

○委員 金澤精子君

はい。

○教育長職務代理人 末次龍一君

では、説明が終わりましたので、採決をします。

議案第18号について、承認することに異議はありませんか。

(「はい」の声あり)

では、異議がないので承認ということになります。

## (2) 議案第19号 守田蓑洲旧居条例施行規則(案)について

○教育長職務代理者 末次龍一君

続きまして、議案第19号 守田蓑洲旧居条例施行規則案について、説明をお願いします。

○文化課長 小川秀樹君

同じく文化課から説明いたします。議案第19号の守田蓑洲旧居条例施行規則の一部改正する規則について説明をさせていただきます。

これは、施行規則で若干漏れておる条項がございましたので、それを補足して、より完全な規則にしていくことを目的として改正するものです。

具体的には、第5条では、施設の使用許可の取り消しを定めます。それから第6条においては、使用料の減免を定めます。具体的には、使用料の減免の申請書と減免の決定通知書の様式を整えさせていただきます。

それから第7条では、この使用料の還付の様式を整えるものです。以上でございます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございます。

19号の説明をいただきましたけども、意見など、何かありませんか。

(「大丈夫です」の声あり)

今しているところを足したりとか、そういうことですか。

では、よろしいでしょうか、承認することに異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、異議がないので、議案第19号は承認をいただきました。

### (3) 議案第20号 旧百三十銀行行橋支店条例施行規則(案)について

○教育長職務代理者 末次龍一君

では次に、議案第20号 旧百三十銀行行橋支店条例施行規則案について、これも文化課に説明をお願いします。

○文化課長 小川秀樹君

引き続き文化課から、議案第20号 旧百三十銀行行橋支店条例施行規則の改正について、御説明します。

これも守田蓑洲旧居と同様に、それぞれの様式を定めるもので、使用許可の取り消し、及び使用料の減免申請及び減免の決定通知書、それから使用料の還付の様式、これを守田蓑洲旧居の条例、施行規則と同様に整えるということでございます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございます。

説明が終わりましたけども、19号議案と同様のことだと思いますけども、この件につ

いて、意見とか、何かございますか。

(「ないです。よろしく願います」の声あり)

では、採決されましたので、これも承認されました。

それでは、ここで、議案第21号に入る前に次回の開催日について、お諮りします。事務局に願います。

○教育政策係長 白川良光君

それでは、次回開催日の事務局案ですが、先日、大宮委員より、5月27日の月曜日の13時15分であれば大丈夫とのことでしたが、皆様の御都合はいかがでしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

それでは、今回は5月27日13時15分からということで、よろしく願います。

○教育長職務代理者 末次龍一君

では、今回は5月27日の13時15分からです。よろしく願います。

#### (4) 議案第21号 人事案件

○教育長職務代理者 末次龍一君

それでは、最後の議案第21号ですが、これは人事案件でございますので、非公開とさせていただきたいと思いますが、このことに関しまして、御異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、第21号議案は非公開で審議をさせていただきます。

(議案第21号は非公開のため、議事録なし)

○教育長職務代理者 末次龍一君

議案第21号の人事案件について、ご承認をいただきました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しましたので、定例教育委員会を閉会いたします。

閉会 14時08分